Econoinformatics

经消情報学研究

NO.125 2024

論 文

四半期財務報告の変革

目 次

- 1. はじめに
- 2. 四半期財務情報の公開
- 3. 四半期情報の開示の実例
- 4. おわりに

令和6年3月

The Association of Econoinformatics, Himeji Dokkyo University 姫路獨協大学

経済情報学会

四半期財務報告の変革

山下 和宏

1. はじめに

企業の会計システムは、多様で複雑な企業活動を社会的に公正妥当と認められた会計基準を適用して測定して、財務諸表を中心とする比較しやすい数値化、形式化、単純化に加工し、要約して利害関係者に伝達することで、利害関係者の行動パターンの変容を促進して、利害関係者の私的利益に貢献するだけでなく、株式市場での資金配分に影響することで国家の健全な発展という公益にも貢献するものである。

企業は、その経営活動を支援する多様な利害関係者に対して、適時かつ適切な企業情報を提供する報告戦略を通して、経営効率の向上、社会貢献活動、法令順守などを広報できる。

財務会計には、株主、債権者などの利害関係者の間の利害を平和的に調整する機能と近年の 資本主義経済の発展の基盤をなす証券市場の参加者である投資家の意思決定に有用な会計情報 を提供する機能がある。

企業が投資家などに向けて、積極的に有用な情報を公表して、市場の活性化に貢献する必要がある。企業側から投資家に向けた情報提供(IR)活動が重要である。

企業が四半期ごとの有用な財務情報を積極的に利害関係者に公表することが、投資家などの利益につながり、ひいては証券市場の活性化を通じて、国家の経済発展にも資する。

会計ビッグバンとよばれることになった会計制度改革の歴史的評価について、桜井久勝教授の『利益調整―発生主義会計の光と影』(桜井 [2023]186-188 頁) における文章を以下に引用する。

会計ビッグバンの背景には、金融ビッグバンが存在する。金融ビッグバンは、1990年に始まるバブル崩壊で傷ついた日本の金融市場が、国際金融市場として復権することを目標として、日本で1996年から2001年に行われた大規模な金融システム改革である。この背景には、バブル崩壊で表面化した間接金融方式の限界、および直接金融方式との併用の重要性に関する強い認識が存在した。このため「貯蓄から投資へ」という現在も続く経済政策のもと、家計の貯蓄を証券投資へ向かわせるためのインフラストラクチャーの構築を目指して推進された会計制度改革が会計ビッグバンである。会計ビッグバンを構成した重要な制度改革としては、①会計基準の大規模な新設改廃を敢行したこと、②民間の会計基準制定機関として企業会計基準委員会が設立されたこと、③公認会計士監査を強化したことが挙げられる。固定資産の減損に係る会計基準、企業結合に係る会計基準、棚卸資産の評価に関する会計基

準、四半期財務諸表に関する会計基準も、多くの企業に大きな影響を及ぼした会計基準として重要である。

本論文では、上記のような経緯で国際化した日本の金融市場における上場企業の四半期財務報告制度の改革について着目する。

企業による積極的な情報発信が、投資家などの支持、支援を獲得して、企業を取り巻く経営環境を、企業に有利な方向に推進できる¹。

本来、企業内部の経営管理に有用な情報が、企業外部の利害関係者からの情報公開要求に応じて、外部にも公表されてきた例として、セグメント情報や四半期決算情報がある。

企業内部で有用な情報を、最初に企業内部で共有することが大事だが、今日の証券市場が発展した経済社会において、企業外部の利害関係者へ適時かつ適切に四半期決算情報などを伝達することにより、利害関係者の理解と協力を得て経営の向上をはかる²。

企業が現在保有する資金や人材などの経営資源は常に有限であり、事業継続と将来の成長のためには、企業側から利害関係者に対する積極的な、適時かつ適切な情報提供がシステムとして不可欠である。歴史的に発展してきたシステムの継続すべき所と変革すべき所を峻別する必要がある³。

本論文では、四半期ごとの財務情報の公開の在り方を中心に以下で考察する。

2. 四半期財務情報の公開

四半期財務情報の投資者などの利用者の立場からすれば、適時かつ適切な内容の情報公開の 拡充が、短期間で企業業績が激変する場合などに特に必要とされる。これに対して、四半期財 務情報の作成者である企業の立場からは、情報作成のコストよりも公開によるプラスの効果が 上回ることが必要とされる。

企業の財務情報は、企業の経営活動の実態を反映して表示したものであり、経営活動の環境 や根幹的な志向に大きな変化があれば、情報公開の方向性も転換する。

2022 年 12 月 27 日に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」 報告(2 頁)において、以下の記載がある。

企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、四半期のタイミングに限らずよりタイムリーに経営状況を把握し、会社の経営管理に利用するほか、業績に限らず、多様な媒体で情報発信を随時行う企業も出てきており、投資家の投資判断において、企業が都度発信する情報の重要性がより高まっている。これを踏まえると、取引所の適時開示の充実を図りながら将来的に、期中における情報開示のあり方について、信頼性を確保しつつ、投資判断における重要性が高まっている適時の情報開示に重点を置いた枠組みへと見直していくことが提示されている。四半期開示について、コスト削減や開示の効率化の観点から金融商品取引法上の四半期開示義務である四半期報告書(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規制に基づく四半期決算短

信に一本化することが適切と考えられる理由として、以下の2点を挙げている。

1点目は、開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・ 適時性を低下させるおそれがあること。

2点目は、投資家への積極的な情報開示が行われる四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。

上記の報告に沿うかたちで、2023 年 11 月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律 79 号)として成立したことから、四半期決算短信を活用した利害関係者への情報開示の拡充が今後より一層重要となる。

投資家と企業の短期志向が招いた 2008 年の世界金融危機への反省から、短期志向を是正し、 投資家への長期志向に基づいた経営とその結果を表示する財務会計情報の有用性が高く評価されるようになった⁴。

四半期決算を過度に重視した近視眼的な短期的な経営成績の視点から、持続可能な事業継続を重視した長期的な経営戦略への重点移動が、企業経営者と投資家をはじめとする利害関係者の両者で生起している。

レモンの市場の例からも、株式市場を活性化するためには、企業による適時かつ適切な情報 公開が重要である。四半期開示情報により、たとえば投資家は同一時点における関心企業と競 合企業等の比較(クロスセクション分析)や、関心企業の業績等の時系列比較(時系列分析) 等を容易かつ正確に行うことができるので、企業の現状や将来の見通しの理解を低コストで深 めることができ、ひいては企業の透明性や資本市場の質が確保されているとみられる⁵。

四半期開示は膨大な人的資源の投入を必要とし、企業に多大な事務負担をもたらしているという意見に対して、小倉先生は以下のような反対意見を述べられている⁶。

個々の企業においては、経営管理上、月次で財務数値について取りまとめ、経営会議等に報告され議論が行われているのではないかと考える。業種によっては、月次の財務数値の一部を公表しているケースも見られる。必要な情報開示のための作業はルーチン作業であり、財務情報作成のデジタル化を進めて、人的資源による負担は減少させていくことが望ましい。わが国の資本市場を構成する上場企業が開示する情報が、様々な属性の投資家からのアクセスがしやすいものとなり、それにより企業の成長性の評価が容易となり、市場全体が持続的な成長をしていけることが重要ではないかと考える。

以上のように、小倉先生が指摘されたように事務負担の軽減はデジタル化の促進が重要となる。企業の事務負担の軽減は、費用対効果を見極めて、報告書の役割分担を見直すことを含んで継続して実施される必要がある。

企業情報開示の作成者と利用者の信頼関係が重要であり、企業側には適時開示の充実の進展

を、利用者側には分析力と洞察力の錬磨が要望されている7。

企業の会計情報は、経営を向上させるために企業内部で最初に作成される。企業内部の利害関係者は、経営管理に有用な管理会計情報を自発的に独自に生成する。原初的には企業内部の管理会計情報であっても、情報利用者の公表要求に応じて、管理会計情報の企業外部への一部公表化といったディスクロージャーの拡充が継続中である。大企業ほど社会的な影響力が大きいために、一般投資家などの利害関係者保護目的による公開規制などによって、本来の管理会計情報が財務会計情報化するという現象が生起される。月次情報、セグメント情報、四半期情報などは、企業外部の利害関係者にとって、投資の意思決定等に有用である。

3. 四半期情報の開示の実例

上述のように、第1四半期報告書と第3四半期報告書は金融商品取引法上の公表義務がなくなる簡素化と同時に決算短信における情報公開の拡充という変革がある。

これに関連して、上記の変革前の現状の開示の実例として、以下でオムロン株式会社に着目 して、四半期報告書と決算短信を比較する。

オムロン株式会社の第87期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)の第1四半期報告書(以下では、オムロン四半期報告書と称する)の目次は以下のように記載されている。

【表紙】

第一部 【企業情報】

- 第1 【企業の概況】
 - 1 【主要な経営指標等の推移】
 - 2 【事業の内容】
- 第2 【事業の状況】
 - 1 【事業等のリスク】
 - 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
 - 3 【経営上の重要な契約等】
- 第3 【提出会社の状況】
 - 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - (2) 【新株予約権等の状況】
 - (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 - (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】
 - (5) 【大株主の状況】
 - (6) 【議決権の状況】
 - 2 【役員の状況】

第4 【経理の状況】

- 1 【四半期連結財務諸表】
 - (1) 【四半期連結貸借対照表】
 - (2) 【四半期連結損益計算書】
 - (3) 【四半期連結包括利益計算書】
 - (4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
- 2 【その他】

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

四半期レビュー報告書

上記のオムロン四半期報告書の頁数は、企業情報から提出会社の保証会社等の情報までで35 頁になる。

これに対比して、同期間のオムロン株式会社の四半期決算短信(以下では、オムロン四半期 決算短信と称する)の添付資料の目次は以下のように記載されている。

- 1. 当四半期決算に関する定性的情報
- (1) 経営成績に関する説明
- (2) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明
- 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記
 - (1) 四半期連結貸借対照表
 - (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
 - (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
 - (4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

(会計方針の変更)

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

(セグメント情報)

上記のオムロン四半期決算短信の頁数は、当四半期決算に関する定性的情報からセグメント情報までで12頁であり、オムロン四半期報告書よりも頁数が少なく、約三分の一程度となっている。

オムロン四半期報告書の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の 分析における経営成績の状況の記載内容とオムロン四半期決算短信の経営成績に関する説明の 記載内容は同一である。四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益 計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に記載された金額は同一である。

両者の頁数が大きく異なる理由として、四半期連結財務諸表に関する注記事項の詳細性にある。オムロン四半期決算短信では、当該記載は1頁に簡略化されている。

これに対して、オムロン四半期報告書では、17 頁にわたり詳細に記載されている。特に、 オムロン株式会社が採用している米国の会計基準と日本の会計基準の相違内容についての説 明が詳細である。以下では、オムロン四半期報告書の記載から主要な相違内容の項目を列挙す る。

- 1 投資
- 2 退職給付引当金
- 3 有給休暇の処理
- 4 のれんおよびその他の無形資産
- 5 長期性資産
- 6 株式報酬
- 7 未認識税務ベネフィット

決算短信と四半期報告書で、情報公開されている財務諸表本体などの情報内容の重複は多い。 四半期情報開示において、速報性に優れた決算短信を活用した情報内容の拡大と充実が今後よ り一層求められる。

収益、費用、キャッシュ・フローの金額は、企業外部の経営環境に起因して四半期の3か月間の間で、それに加えて、企業内部の成長過程である、導入期、成長期、成熟期、淘汰期、衰退期、の5つのプロセスでも激変する場合がある⁸。1年間の年次決算を中心とする有価証券報告書の情報内容を基盤として、四半期情報の季節変動を考慮し、累積して分析する必要がある⁹。会社の所有者である現在の株主は、会社の経営状況について、財務諸表などで明確に知る権利があり、経営を委託された経営者は、株主に対して会計情報を活用して説明する義務がある。

4. おわりに

上場企業という組織形態は、経営が良好であり、さらに社会貢献に資する持続可能な事業運営により、事業を長期にわたって安定的に継続できる仕組みとしての長所を有している。上場企業は、必要に応じて、企業外部から資金と人材と原材料などを確保するためにも、長期的な視点に立脚した経営が不可欠である。

経営と会計を統合する機能がある統合報告書と同様に、決算短信や有価証券報告書などにも、 長期的な経営に基盤を置いたうえで、年次決算に関する会計情報、さらに短期間に区分した四 半期会計情報の有用性を今後さらに向上させる必要がある。

現場で即時に提供される管理会計情報が経営の向上に役立つのと同様に、持続可能な経営の 結果を表示した財務会計情報が利害関係者に適切かつ適時に提供されることで、長期的に良好 な利害関係者との関係を構築可能にして、長期的な事業の継続と発展につながる。

企業の短期的な利益の最大化を最優先するのではなく、長期的な社会貢献から獲得した利益

を最大化する方向へと企業行動を変容させるための財務報告制度の改革が今後も継続して求め られる。

利害関係者への会計情報の提供方法の役割分担として、決算短信が速報性に優れる長所があること、有価証券報告書が情報内容の詳細性に優れる長所があること、こうした両者の長所を 役割分担しながら、さらに伸長させることが重要である。

企業が外部の利害関係者との長期的に安定的な良好な関係を構築するためには、情報公開による情報の共有化と共通の社会的な目標が必要となる。外部の利害関係者との信頼関係に立脚したうえでの協調関係により、企業の持続可能な長期的な発展が可能となる。

注

- 1)渡邉 泉「倫理は会計学を救えるか一法と倫理と教育」『会計』(2023年3月)第203巻3号の90-91頁において、渡邉先生は次のように歴史的に言及されている。19世紀のイギリスで情報開示を第一義とする会計学へと進化していく。産業革命期に林立する株式会社は、多くの資金を調達するために財務諸表を作成・開示し、投資の安全性と有利性を担保しようとした。
- 2) 小倉栄一郎『中井家帳合の法』の24頁において、小倉先生は次のように独自工夫による会計システムを指摘されている。複雑な支店網を分権的に運営し、これが成果判定の基準として支店を会計単位とした独立計算を行わしめ、年々その決算報告を本店へ提供させる支店の独立会計制と本店の中央集権的管理方式は中井家の独自工夫による簿記法によって可能になった。小倉先生の御指摘を今日の財務会計システムにおいて応用すれば、企業外部への利害関係者への財務諸表の情報開示が重要であり、時と場合に応じて、さらに法制度を超えた企業の積極的な独自工夫による報告戦略も、企業にとって有利な利害関係者の行動を誘導するために有用である。
- 3) 森嶋通夫『なぜ日本は没落するのか』の 92-93 頁において、企業が選択したシステムが企業の将来に悪影響を及ぼした例を以下のように記載されている。

日本的雇用システムはいろいろな意味で戦争の遺物である。戦前の普通の日本の会社では 抜擢されて昇進することはよくあることであるし、先輩と地位が逆転するのも驚くべきこと ではなかった。功績のあった者に対するボーナスは多額で、それは社長の裁量で決まった。 こんな英米型の日本の会社に、政府の統制の手が及んできた。業績に対して金銭的に報いず にその代りに、官僚や軍人の処遇の原理一すなわち業績は年功の結果であるという考え一を 会社に導入した。こうして戦争中に日本の会社は軍隊式に変質していったのである。その上 戦後には皮肉にも一層激しく軍隊化してしまった。

戦後の大会社は、戦争中の重役たちが戦争責任や財閥家族の追放で会社を辞めさせられ、 会社の上層部は空席になってしまった。空いた穴は、戦場から帰ってきた復員軍人で埋めら れた。彼らは大学を卒業してすぐ軍人にさせられたので、軍人や兵員を統率した経験しかなかった。こうして給与だけでなく地位にまで拡大された年功序列制(すなわち仲良しクラブ制)が定着した。戦争中にいわゆる国策会社に導入された官僚・軍人式の人事方式は戦後大会社(日本資本主義の牙城と見られた旧財閥系の諸会社その他)を侵蝕していったのである。これが日本の戦後私企業の硬直化の原因である。

森嶋先生は、以上のように、官僚・軍人式の人事システムが会社を悪い方向に変質させて、 企業経営の非効率による硬直化の原因であると言及された。

本来的に、個別企業の経営システムは創意工夫のもと、独自性があり、環境変化に適応して、変化していくシステムである。軍隊組織の在り方をとりいれた企業における人間関係、権限のあるトップによる命令を発する有利な立場と個人での思考力や広い視野での社会的な共感力を欠落して単に命令に従うだけの弱者の立場の峻別は、組織の硬直化が進行して、経営トップの倫理観が欠如した場合に企業の不正の温床になるガバナンストの問題になる。

4) 井口譲二「有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の公開について」『青山アカウン ティング・レビュー』(2022 年 2 月)第 11 号(特別号)の 33-34 頁において、さらに、井口先生は次のように言及されている。

投資家の視点が短期から中長期視点に変化すると、投資判断において有用となる情報も異なってくる。四半期決算のみに基づき短期の売買を行う投資手法では、四半期決算報告のみが重要な情報となるが、5年から10年後の将来の企業の姿を分析するためには、財務情報に加えて、企業の中長期的な企業価値の創造プロセスに影響を与える要因(サステナビリティ要因)も重要となる。

- 5) 中野貴之「四半期開示の任意化と適時開示の充実―将来の開示規制モデルの合理性の検討」 『企業会計』(2023年5月)第75巻第5号,p.20.
- 6) 小倉加奈子「四半期開示見直しが残した課題―会計基準・監査基準の整備」『企業会計』 (2023年5月)第75巻第5号,p.40.
- 7) 三瓶裕喜「四半期開示の任意化と適時開示の充実―利用者の視点」『企業会計』(2023年5月)第75巻第5号,p.30.
- 8) 小笠原 亨・新改敬英・原口健太郎「需要の上振れリスクが企業のコスト構造に与える影響一企業ライフサイクルによる不確実性の分類」『会計プログレス』(2023年9月)第24号,p.95.
- 9) 新井康平・廣瀬喜貴・牧野功樹「売上高変動と固定費化―四半期データによる経験的検証」『会計プログレス』(2018年9月)第19号,p.37.

参考文献

- 亜細亜証券印刷株式会社ディスクロージャー実務研究会編『適時開示制度における四半期情報 開示実務ガイダンス』2003 年、東洋経済新報社。
- 新井康平・廣瀬喜貴・牧野功樹「売上高変動と固定費化―四半期データによる経験的検証」『会計プログレス』(2018 年 9 月) 第 19 号,pp.33-47.
- 井口譲二「有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示について」『青山アカウンティング・レビュー』(2022 年 2 月)第 11 号(特別号)。
- 太田 洋『敵対的買収とアクティビスト』岩波新書(2023)。
- 小笠原 亨・新改敬英・原口健太郎「需要の上振れリスクが企業のコスト構造に与える影響 一企業ライフサイクルによる不確実性の分類」『会計プログレス』(2023 年 9 月) 第 24 号 ,pp.91-108.
- 小倉栄一郎『江州中井家帳合の法』1962 年、滋賀大学日本経済文化研究所、ミネルヴァ書房。 小倉加奈子「四半期開示見直しが残した課題―会計基準・監査基準の整備」『企業会計』(2023 年5月)第75巻第5号,pp31-40.
- 大日方 降『日本の会計基準 Ⅲ変容の時代』中央経済社 (2023)。
- 加賀谷哲之「四半期開示の課題と展望」『別冊企業会計 企業会計制度の再構築』2013年。 桜井久勝『利益調整―発生主義会計の光と影』2023年、中央経済社。
- 三瓶裕喜 「四半期開示の任意化と適時開示の充実―利用者の視点」『企業会計』(2023 年 5 月) 第 75 巻第 5 号 .pp.23-30.
- 手塚正彦・久保直生編『四半期決算の実務と開示手続のすべて』2004 年、税務研究会出版局。中野貴之 「四半期開示の任意化と適時開示の充実―将来の開示規制モデルの合理性の検討」『企業会計』(2023 年 5 月) 第 75 巻第 5 号,pp.16-22.
- 中山重穂『財務報告に関する概念フレームワークの設定』2013年、成文堂。
- ハンナ・アレント著、ジェローム・コーン編、中山 元 訳『責任と判断』ちくま学芸文庫 (2016)。
- 藤井秀樹編『国際財務報告の基礎概念』2014年、中央経済社。
- 森嶋通夫 『なぜ日本は没落するか』岩波現代文庫(2010)。
- 渡邉 泉「倫理は会計学を救えるか―法と倫理と教育」『会計』(2023 年 3 月) 第 203 巻第 3 号,pp.90-103.